

議案第九十八号

中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年十一月二十日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例  
中央区自転車の放置防止に関する条例（昭和六十三年十二月中央区条例第四十八号）の一部を次のように  
に改正する。

第十一条中「、前条の規定に違反して」を削る。

別表第一中央区立浜町公園地下駐輪場の項の次に次のように加える。

中央区立八重洲一丁目地下駐輪場	東京都中央区八重洲一丁目六番一号
-----------------	------------------

附 則

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次項の規定は、公布  
の日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区自転車の放置防止に関する条例別表第一に規定する中央区立八重洲一  
丁目地下駐輪場の利用に係る承認等の決定その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行う  
ことができる。

（説明）

新たに区立八重洲一丁目地下駐輪場を設置とともに、放置禁止区域内に放置された自転車の撤去要件を明確化するため、この条例案を提出します。